個人版事業承継税制のポイント

個人事業者が事業承継を行う際の税負担をゼロとする、

新しい制度が創設されます。

1 後継者の承継時の現金負担をゼロにします。

納税額の全額(100%)が納税猶予されます。

2 多様な事業用資産が対象です。

事業を行うために必要な、多様な事業用資産が対象です。

- ○土地・建物 (土地は400㎡、建物は800㎡まで。)
- ○機械・器具備品

(例) 工作機械・パワーショベル・ガソリン給油機・冷蔵庫・診療機器 等

- ○車両・運搬具
- ○生物 (乳牛等、果樹等)
- ○無形償却資産(特許権等) 等

【丁作機械】







3 相続税だけでなく、贈与税も対象です。

生前贈与による、早め早めの事業承継の準備を応援します。

4 10年間の時限措置です。

2019年1月1日~2028年12月31日の間に行われる相続・贈与が対象です。待ったなしの課題である事業承継を、集中的に支援します。

【注1】制度を活用するためには、

- ①経営承継円滑化法に基づく認定が必要です。
- ②平成31年度から5年以内に、予め承継計画を提出する必要があります。 【注2】既存の事業用小規模宅地特例との選択制です。

個人と法人の事業承継税制

個人版事業承継税制(※)

法人版事業承継税制

相続税・贈与税の 納税猶予制度

税制

相続税・贈与税の 納税猶予制度

10年間の時限措置 (2019年~)

期間

10年間の時限措置

(2018年~)

100%

猶予割合

100%

十地、建物、機械・器具備品等

対象資産

非上場株式

- ・承継円滑化法に基づく認定
- 事業継続要件

要件

- ・承継円滑化法に基づく認定
- 事業継続要件

※小規模宅地特例との選択制

法人の事業承継税制の抜本拡充(平成30年度実施済み)

1 経営環境変化に対応した減免制度の導入

改正前

後継者が自主廃業や売却を行う際、経営 環境の変化により株価が下落した場合でも、 承継時の株価を基に贈与・相続税が課税さ れるため、過大な税負担が生じうる。

現在



売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算し、 承継時の株価を基に計算された納税額との差額を 減免。

2 対象株式数の上限を撤廃し猶予割合を100%に拡大

改正前

納税猶予の対象になるのは、発行済議決 権株式総数の2/3まで。また、相続税の納 税猶予割合は80%。



対象株式数の上限を撤廃し全株式が適用可能に。ま た、納税猶予割合を100%に拡大。

雇用要件の抜本的見直し

改正前

事業承継税制の適用後、5年間で平均8 割以上の雇用を維持できなければ、猶予さ れた税額の全額を納付。

現在

現在

5年平均8割が未達成の場合でも猶予を継続可能に (経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助 言が必要)。

4 対象者の制限を大幅に緩和

改正前

一人の先代経営者から、一人の後継 者へ贈与・相続される株式が対象。



現在

親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者 (最大3人)への承継も対象に。

※2018年1月1日から2027年12月31日までの間の贈与・相続について適用。